

西条市農業委員会 令和3年度 第1回総会 議事録

1. 日 時 令和3年4月6日(火) 午後2時00分から午後3時00分
2. 場 所 西条市中央公民館 多目的ホール
3. 会議構成員現在総数 農業委員23名 推進委員30名
4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.8%
推進委員 出席者 27名 欠席者 3名 出席率 90.0%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	12番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	19番 曾我 照一
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	20番 越智 栄二
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	21番 越智 信仁
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	22番 戸田 博明
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏	23番 真鍋 美鈴
	6番	西原 昇	16番	武田 喜義	
	7番	高木キクミ	17番	伊藤 健一	
	9番	井上 雅貴	18番	青野 武	

○欠席者氏名

24番 高橋 忠親

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	篠森 均	24番	大西 宗次郎
	2番	一色 信之	13番	一色 和成	25番	佐々木 則幸
	3番	石川 孝幸	14番	武方 謙一	26番	越智 勝邦
	4番	加藤 武司	16番	鈴木 伸二	27番	玉井 隆志
	5番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹
	6番	伊藤 龍二	18番	山内 強	29番	曾我 敏数
	7番	日野 哲也	19番	黒川 俊彰	30番	今井 文雄
	8番	宮武 恭宏	21番	高橋 寿夫		
	9番	岡本 省三	22番	永井 和俊		
	10番	安藤 英利	23番	山内 信政		

○欠席者氏名

12番 森田 忠茂 15番 武田 義臣 20番 高橋 正

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第5号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
議案第6号 「西条地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証に対する意見の決定について
議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
議案第8号 西条市農地バンク事業実施要綱の一部改正について
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	青野栄一	東予分室長	渡邊賢一郎
事務局次長	田口剛洋		
事務局主査	渡邊龍也	事務局主任	宇佐美紀興
農水振興課職員			
副課長	日野智之	副主査	浅木保貴

7. 議事内容

事務局 | ただ今から、令和3年度 第1回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

それではここで、4月1日付けで農業委員会へ異動してまいりました職員の紹介をいたします。人事異動に伴います事務局体制は、お手元に配布の資料のとおりです。

【職員紹介】

次に、愛媛県の市町農業委員会の知事表彰についてご報告いたします。これまで諸先輩方、皆様方が地域農業の振興及び発展に貢献した功績によりまして、光栄にも当委員会が知事表彰を受賞することが決定いたしました。6月30日に開催されます愛媛県農業会議第108回通常総会におきまして、表彰式が行われます。

それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長

【会長挨拶】

事務局

それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議 長

それでは、ただ今から、令和3年度 第1回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議 長

まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。
越智信仁委員、戸田博昭委員の両委員にお願いいたします。
欠席届が農業委員の24番 高橋忠親委員、
推進委員の12番 森田忠茂委員、15番 武田義臣委員、20番 高橋正委員から出ております。ただいまの出席農業委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。
書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議 長

議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。
議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局

事務局の田口です。よろしくお願いいたします。
4ページをお願いいたします。
1号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
2号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大及び小作地解放のため、

〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

3号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

4号は、〇〇の〇〇氏が、競売により落札した農地について、所有権の移転を受けようとする申請であります。

5号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

6号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

7号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

8号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

9号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

10号及び11号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏及び、〇〇の〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請であります。

12号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

13号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

14号は、〇〇の株式会社〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

15号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

16号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏外3名から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

なお本申請は、令和2年度第10回総会にて審議していただき、承認された案件ですが、総会当日に譲渡人が亡くなり無効となったため、再申請するものであります。

以上、16件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

3号は新規就農者であり、面接を行いましたので、地区委員から報告をお願いします。

地区委員 今回の新規就農希望者につきまして、3月17日に小松総合支所に

において面接を行いました。面接を行ったのは、戸田博明委員、桑原俊樹委員及び私、真鍋です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、36才であります。〇〇氏は、〇〇の有限会社 〇〇の役員です。〇〇の農地、6,642 m²を買い受け、就農しようとするものです。買い受ける農地は、現在、耕作放棄地となっていますが、徐々に解消していく予定です。

栽培する作物は、傾斜地は椎茸、平地は薬草です。まずは耕作放棄地の解消に取り組んでからになります。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農については、農業技術の習得が必要であることから、知人及び農業委員、推進委員から指導を受けるとともに、農地は農地として管理し、取得日から5年間で耕作放棄地を解消できるよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 続きます、事務局から新規就農の説明がございます。

事務局 事務局より報告させていただきます。

今回の新規就農希望者は〇〇の〇〇氏、45才であります。〇〇氏は〇〇の〇〇の代表取締役です。妻の両親が専業農家のため、空いた時間で農作業の手伝いをしており、経験豊富な事から、地区担当委員と相談した結果、面接は必要ないと判断しましたが、調書の提出は受けております。

土木建設業は年間を通して仕事量に差があり安定していないため、その時期を利用し、〇〇の農地、4,765 m²を買い受け、就農しようとするものです。予定している作目は、ブルーベリー及びキウイフルーツです。今後は専業農家である妻の両親から指導を仰ぐそうです。

〇〇氏の就農及び農地の取得については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 以上、16件であります、1号から順次ご意見を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員 1号 問題ありません。
2号 問題ありません。
3号 問題ありません。

4号 問題ありません。
5号 問題ありません。
6号、7号、8号 問題ありません。
9号 問題ありません。
10号、11号 問題ありません。
12号 問題ありません。
13号 問題ありません。
14号、15号、16号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上16件を原案どおり許可することといたします。

農地法第3条及び農地法第5条関係

議長 次に、8ページ、議案第2号 農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、両者を一括議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 9ページをお願いします。
農地法第3条について、17号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏の農地について、区分地上権を設定しようとする申請であります。

18号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇株式会社が賃借権を設定している〇〇の農地について、承継しようとする申請であります。

なお、太陽光の下部で栽培される農作物は、17号がシキミ、18号はサカキです。

農地法第5条について、16号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から賃借権設定を受け、営農型太陽光発電施設を設置しようとするものであり、設備の支柱分の面積について、10年間（担い手が営農する場合）の一時転用をしようとする申請でございます。

17号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から賃借権設定を受け、営農型太陽光発電施設を設置しようとするものであり、設備の支柱分の面積について、3年間の一時転用をしようとする申請でございます。

続いて、新規就農について事務局より報告させていただきます。

今回の新規就農希望者は〇〇の株式会社〇〇 代表取締役〇〇氏であります。〇〇は、住宅の建築並びに土地の造成及び太陽光発電による発電事業等を行っております。

営農型太陽光発電設備を〇〇に設置し、太陽光パネルの下で営農を行うため、農地法3条及び5条の申請がなされておりますが、申請地は平成29年5月に、〇〇株式会社（現：〇〇株式会社）が平成29年5月に許可を受けており、事業の承継にあたります。承継契約が交わされたのは、令和元年9月4日であり、本来ならその時点で申請を行うべきであるが、手続きが遅れたため、現在に至りました。

予定している作目は、サカキです。農地を賃借すると言うことで、一般法人の新規就農となりますが、事業の承継であり、また維持管理もできていることから、地区担当委員と相談した結果、面接は必要ないと判断しましたが、調書の提出は受けております。

〇〇の就農及び農地の取得については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

以上4件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上、4件であります。順次地元の委員さんのご意見等を伺いたいと思います。

地区委員 17号 問題ありません。
18号 問題ありません。
5条 16号 問題ありません。
5条 17号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、2件を原案どおり許可することとし、2件を原案どおり承認することとし、知事に進達い

たします。

農地法第4条関係

議長 次に、11ページ、第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
12ページをお願いいたします。
1号は、〇〇の〇〇氏が、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。
以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上、1件であります。1号についてご意見・ご異議等を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 1号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議長 次に、13ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 14ページをお願いいたします。
1号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
2号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏外1名から所有権

移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

3号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。

4号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

5号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

本件は、農地の一部について転用許可を得ずに、一時的に隣接地の鉄鋼関係の資材置場及び駐車場として使用しておりました。申請人からは、「今後このようなことの無いよう十分注意し、法律を遵守いたします」との始末書が提出されております。

6号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、4区画の宅地分譲をしようとする申請でございます。

7号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏外2名から所有権移転を受け、3区画の宅地分譲をしようとする申請でございます。

8号は、〇〇の〇〇氏外2名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

9号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

10号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、農地法の転用許可なく、農業用倉庫を建設しており、申請人からは、「農業用倉庫建設に際し転用許可が必要だったことを知らずに建設してしまい、深く反省するとともに、今後このようなことのないよう万全の注意をいたします」との始末書が提出されております。

11号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、宅地への進入路として転用しようとする申請でございます。

本件は、先代の頃から宅地への進入路として、農地法の許可なく申請地を使用してきました。申請人からは、「十分調査等を行ってから慎重に行動し、二度とこのようなことのないようにいたします」との始末書が提出されております。

12号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

13号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人が農地を農地以外の用途に使用するためには農地法の転用許可が必要であることを知らないまま農地でない状態で使用しておりました。申請人からは、「今後は法令を十分調査すると

同時に関係者によく確認を行った上で、農地法等の関係法令を遵守し、再びこのようなことが起こらないようにいたします」との始末書が提出されております。

14号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、貸事務所を建設しようとする申請でございます。

15号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

以上15件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、15件であります、1号から順次ご意見をお伺いしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

地区委員 1号、2号 問題ありません。
3号、4号 問題ありません。
5号 問題ありません。
6号、7号、8号、9号 問題ありません。
10号、11号 問題ありません。
12号 問題ありません。
13号 問題ありません。
14号 問題ありません。
15号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませぬか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということありますので、以上15件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議 長 次に、18ページ、議案第5号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 19ページをお願ひします。
1号は、〇〇の〇〇氏外1名が、現在居住している共同住宅が子

供の成長に伴い手狭になったため、自己住宅の建設候補地を検討した結果、申請人夫婦は土地を所有しておらず、妻の父親の所有する土地のうち申請地を農用地から除外しようとする申請でございます。

2号は、〇〇の〇〇株式会社が、市内で〇〇等の販売業を営んでおりますが、製造過程で多量に排出される廃土の置場を新たに確保する必要性が生じたため、適地を探索した結果、現在の廃土置場に隣接する申請地を農用地区域から除外しようとする申請でございます。

3号は、〇〇の有限会社〇〇が、グループ企業が行っている養豚事業を継承しつつ事業規模を拡大することになり、新たな豚舎等の候補地を検討した結果、グループ企業の事業敷地に近接する申請地が確保できることから、申請地を農用地から農業施設用地に用途区分の変更をしようとする申請でございます。

以上3件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、3件であります。1号から順次ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

地区委員 1号 問題ありません。
2号 問題ありません。
3号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上3件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

西条地域の農業の振興に関する計画関係

議 長 次に、23ページ、議案第6号、「西条地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありました。

議案内容につきましては、本日、計画策定の担当課であります農水振興課から担当職員が参っておりますので、ご説明をいただきたいと思っております。

農水振興課の日野です。よろしくお願ひします。

私の方から、議案第6号の西条地域の農業の振興に関する計画の定期的な検証についてご説明させていただきたいと思ひます。

すみませんが、着座にてご説明させていただきます。

説明は36ページの資料を使用して行わせていただきます。

地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（いわゆる27号計画）の検証についてと記載されているページです。

まず、27号計画について説明させていただきます。一般的に農振農用地、いわゆる青地については、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、市が農業振興地域整備計画、いわゆる農振計画を定めておりますが、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）施行規則第4条の5第1項第27号に基づく計画、いわゆる27号計画は、市の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完する計画でございます。

一般的に農振法では、青地に指定された農用地を農振除外する場合の要件として、代替地がないことなどの5つの要件がございます。その中の一つに「土地改良事業等完了後8年を経過している土地であること」との規定があり、基本的には除外が認められておりません。

しかしながら、「地域農業の振興の振興に資する施設」としてこの27号計画に位置付けられた施設に関しては、ほ場整備などの面的整備事業を除く土地改良事業について、例外的ではございますが8年未経過であっても除外が可能となるものでございます。

ページの右側に27号計画の概要がございます。計画の策定主体は市となっております、対象となる施設は農家住宅等の農業の振興を図る施設となっております。37ページにある、農家住宅の建設に関して平成30年12月に27号計画に位置付けられ、その後、農振除外、農地転用を経て現在農家住宅が建設されております。

次に、本件で審議いただく検証についてのご説明です。

建設された農家住宅に関しては、ページ右側下部にありますように、定期検証が必要となっております。検証に関しては、農用地以外の土地とされた翌年以降から5年を経過する日まで実施されることとなります。

当該土地に関しては、平成31年2月に農振除外が行われていることから、今回の検証が初年度となっております。

検証内容といたしましては、27号計画に従って建設された農家住宅が当該地域の農業の振興の方針及び達成すべき目標に沿って効用を発揮しているかについてでございます。

具体的には、申請者の親が周辺で農業を営んでおり、申請者は今後親の農業経営を継承し、地域農業の担い手として活躍することが

期待できるかどうかについてでございます。

その際、客観性を確保するための意見の聴取先として、「農業委員会の意見を聞く」について要件となっていることから、本日の農業委員会にて意見を求めるものでございます。

今後は、いただいた意見について、他機関からの意見と合わせて当市のホームページにて結果を公表いたします。

ご審議よろしく申し上げます。

議 長

以上、1件提案いたしますので、よろしくご審議申し上げます。
地区委員さん、何かありましたら、お願いします。

高橋寿夫委員

異議なし。

議 長

他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議 長

ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長

次に、38ページ、議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。40ページをお願いいたします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書41ページから71ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、447件、面積は、59万5,721.47㎡となっております。

そのうち、所有権移転 は、6件、面積は、1万6,875㎡と

なっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願ひいたします。
委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

一色委員 48ページ、申請番号3008番、〇〇氏が〇〇氏に利用集積の利用
権設定の申請についてです。〇〇氏については、今回3条申請も提
出されているとおり、この地域で農地の買い増しを熱心に行ってい
るということを聞いております。幹事会でも農地の利用状況につい
て現地視察を行っております。〇〇氏の農業の経営形態及び農地の
買い増しがその後どのようなになっているかを知りたい。

申請筆数が9筆、74aの青地で、この農地については、土地改良
事業が施行されているか把握していればお知らせいただきたい。

また、〇〇氏については、経営面積67aで今回74aを借り受ける
と経営面積が倍増するということになりますが、基盤整備がされて
いない農地であるならば、この9筆がどうなるかが疑問であるため、
借り受けによって、〇〇氏の経営形態がどのようなになるかをお知
らせいただきたい。

議 長 一色委員から質問がありましたが、事務局で把握しておれば報告
をお願いしたい。

事務局 農地については、基盤整備されていない。

今回の農地についてですが、令和2年3月に3条許可をしております。
本来であれば、〇〇氏が耕作すべき農地ですが、〇〇氏は社
会福祉法人〇〇を経営しております。〇〇氏に聞き取りを行ったと
ころ、昨年度契約していた米農家から予定した数量の米の入手がで
きず、非常に困ったそうです。経営している施設については、自ら
が米を確保するというので、以前利用権設定していた〇〇氏に利
用権設定し作付けをお願いするというのを聞いております。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、
原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

西条市農地バンク事業実施要綱の一部改正

議長 次に、72ページ、議案8号、西条市農地バンク事業実施要綱の一部改正について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 73ページをお願いします。
今般、国の行政手続に係る押印見直しがなされ、ほぼ全ての行政手続において押印廃止の方針となっております。
本市においても、署名・記名・押印を求める全ての行政手続について検証し、真に必要なものを除き、廃止を検討することとなっております。

74ページのとおり、「西条市農地バンク事業実施要綱」の様式中に押印するものとなっていることから、押印を廃止するものです。

西条市におきましても、4月1日付けで押印の廃止の改正を行っております。今回の改正については、市の規則や規定になりますが、その中で申請書が掲載されているものの改正をしております。農業委員会に関しては、3条・4条・5条・利用権等の申請書がございますが、市の規則・要綱等で農業委員会の分野で申請関係であるものは農地バンク事業のみでございます。そのため今回の改正を行うものでございます。

3条・4条・5条・利用権等の申請書は、国の法律に基づく申請でございまして、西条市の例規には掲載しておりません。今回の議案については、対象外となっております。これらの申請書類の押印についても廃止の方向で動いておりますが、以前利用権設定の申請で勝手に押印した事例等もございます。権利関係の押印については、慎重を期すものであります。他市町の状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

議長 押印については、国も廃止の方向で動いております。農業委員会としましても権利移動の関係につきましても、押印が必要でないかと思えます。県の指導のもと、変更できるものは変更していきたいと考えておりますので、ご認識いただきたい。

議長 委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

曾我敏数委員 慣行小作権について、上地、底地の関係があり、利用権設定をするときに困ったことがありました。実は底地の人の押印がいる。上地の人が耕作しているため、上地の人が了解すれば十分だと思われる。底地の人の押印がなければ耕作放棄地になってしまう。相続の

関係で調停の対象となれば、耕作することができない。どちらからの承諾の押印があれば認められるような対応はとれないものか。

議長 権利が発生する場合は、署名だけでは不十分な点もあるため、押印が必要なものは残していかなければならない。

他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

一色達夫委員 曾我委員がご質問された慣行小作権の設定については、当該地域特有の権利である。実際、2つの案件をかかえて、底地の了解を得られないまま、耕作できない農地があります。その時に押印の有無ではなく、どちらかの了承が得られ、この人が耕作するのが適切だろうと承認してもらおうということで、耕作可能という内容に変更してもらえないか。

小作権の権利をもっている人の売り買いと同時に、小作権のまたがしということで、地主の了解が得られなくても耕作できるという対応を検討いただきたい。

議長 順次、皆さんと相談しながら検討していきたい。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり要綱の一部改正を行うこととします。

報告承認案件

議長 次に、75ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和3年2月16日から、令和3年3月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を20件、農地原形変更届1件、農地バンク利用登録5件受理いたしました。

ご了承をお願いいたします。

議長 何かご意見等、ございませんでしょうか。

無いようですので、以上で報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。この際に、他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。

慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	「西条地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第8号	西条市農地バンク事業実施要綱の一部改正について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和3年3月6日 午後3時00分